

高対第50号
平成19年4月13日

福祉用具貸与事業所 }
介護予防福祉用具貸与事業所 } 開設法人の代表者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

軽度者に対する福祉用具貸与の見直しに係る実務上の取扱いについて

平成18年度介護報酬改定に伴い、介護保険における福祉用具貸与については、軽度者（要支援1、2及び要介護1）の状態像からは利用が想定しにくい種目について、保険給付の対象とならない仕組みへの改正が行われ、例外的に給付される状態像の判断方法として、認定調査結果（客観的な指標）を活用することとされました。

しかしながら、厚生労働省が実施した調査の結果、こうした判断方法では、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず、例外給付の対象とならないケースがあることが判明したため、平成19年4月からその運用を一部見直すこととされ、関係通知が改正されました。（別添のとおり）

今回の見直しに係る実務上の取扱いについては、下記の事項に留意し、適切に実施されるようお願いします。

なお、この通知は、開設法人宛に1通のみ送付しておりますので、貴法人が栃木県内で開設する全ての（介護予防）福祉用具貸与事業所に周知願います。

記

1 今回の見直しの趣旨

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、平成18年度介護報酬改定の原則（軽度者の状態像から利用が想定しにくい種目については保険給付の対象とせず、例外的に給付される状態像の判断方法として認定調査結果を活用）に変更はなく、今回の見直しは、例外給付の判断方法の運用の一部見直しであること。

2 見直しの内容

具体的には、軽度者が次に掲げる（1）のいずれかの状態に該当し、かつ（2）の全ての手順を踏んだ上で判断された場合に限り、例外的に保険給付の対象とするものであること。

また、（介護予防）福祉用具貸与の提供にあたっては、少なくとも6月に1回はその必要性が検討されることとなっているので、貸与が継続される場合はその都度（1）及び（2）の要件を満たす必要があること。

なお、（1）の状態要件又は（2）の手続要件のいずれかを欠く場合は、過誤調整等の対象となることを申し添えます。

【裏面に続く】

(1) 状態要件 (~ のいずれかに該当すること)

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者

疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者

疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

【福祉用具が必要となる主な事例内容】参照 (別添)

(2) 手続要件 (ア～ウの全てを満たすこと)

ア (1) 状態要件 ~ のいずれかに該当することが医師の意見 (医学的な所見) に基づいていること

主治医意見書又は医師の診断書が想定されているが、担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見 (少なくとも聴取年月日、医師名及び ~ のいずれかに該当する旨の所見の記載があること) でも可。

イ 福祉用具貸与の必要性がサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえて判断されていること

サービス担当者会議が開催され、その記録 (少なくとも開催年月日、参加者及び福祉用具貸与が必要な理由の記載があること) が作成されていることが必要。なお、例外給付であることに鑑み、会議を開催せずに、担当者に対する照会等により代替することは、特に保険者 (市町) が認める場合を除いて不可とする。

ウ 保険者 (市町) がア及びイを確認すること

個々の事例につき、保険者 (市町) が書面等確実な方法により確認することが必要。(介護予防) 福祉用具貸与事業者は、保険者に対し、ア及びイの文書の写しを添付して確認を依頼する。なお、具体的な手続については各保険者の定めによること。

高齢対策課介護保険班

Tel 028-623-3149

Fax 028-623-3925

高対第50号
平成19年4月13日

各市町介護保険主管課長 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

軽度者に対する福祉用具貸与の見直しに係る実務上の取扱いについて

このことについて、別添のとおり（介護予防）福祉用具貸与事業所の開設法人の代表者あて通知しましたので、お知らせします。

なお、今回の改正では手続要件として、保険者である各市町の確認が必要となります。次のような運用が想定されますが、より簡便な方法を含め、具体的な手続については各市町の定めによりますので、事業者から問い合わせがあった場合は、適宜指示願います。

記

- 1 （介護予防）福祉用具貸与事業者が、平成19年4月 日付け高対第 号（以下「通知」という。）2の(2)のア及びイの要件を満たしていることを証する文書を添えて、保険者（市町）あて確認依頼を行う。（別紙参考様式1）
- 2 事業者からの確認依頼を受けた保険者は、当該事業者の判断が要件を満たしているか否かを確認し、事業者あて回答する。（別紙参考様式2）

高齢対策課介護保険班

Tel 028-623-3149

Fax 028-623-3925

【別紙参考様式1】（福祉用具貸与用）

平成 年 月 日

市（町）長 様

事業所名
事業所番号
開設法人名
代表者氏名 印

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（依頼）

下記の者に対する福祉用具貸与の必要性が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号。以下「留意事項通知」という。）第二の9の(2)のウに定める手続によって適切に判断されたことについて、確認願います。

記

1 被保険者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 被保険者番号
- (4) 状態（留意事項通知第二の9の(2)のウの)～)について具体的に）

2 貸与が必要な福祉用具の種目及び理由

- (1) 種目
- (2) 理由（具体的に）

3 添付書類

No	書類の内容	該当に
1	留意事項通知第二の9の(2)のウの)から)のいずれかに該当することが医師の所見に基づいていることを証する書類	有 ・ 無
2	福祉用具貸与の必要性の判断がサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを証する書類	有 ・ 無
3	貸与が必要な福祉用具のカタログ	有 ・ 無

【別紙参考様式 1】（介護予防福祉用具貸与用）

平成 年 月 日

市（町）長 様

事業所名
事業所番号
開設法人名
代表者氏名 印

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（依頼）

下記の者に対する福祉用具貸与の必要性が、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号。以下「留意事項通知」という。）第二の 11 の(2)の のウに定める手続によって適切に判断されたことについて、確認願います。

記

1 被保険者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 被保険者番号
- (4) 状態（留意事項通知第二の 11 の(2)の のウの)～)について具体的に）

2 貸与が必要な福祉用具の種目及び理由

- (1) 種目
- (2) 理由（具体的に）

3 添付書類

No	書類の内容	該当に
1	留意事項通知第二の 11 の(2)の のウの)から)のいずれかに該当することが医師の所見に基づいていることを証する書類	有 ・ 無
2	福祉用具貸与の必要性の判断がサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを証する書類	有 ・ 無
3	貸与が必要な福祉用具のカタログ	有 ・ 無

【別紙参考様式2】（福祉用具貸与用）

平成 年 月 日

（事業所名）
開設法人 代表者 様

市（町）長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（回答）

平成 年 月 日付けで確認依頼のありました、下記の者に対する福祉用具貸与の必要性が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）第二の9の(2)のウに定める手続によって適切に判断されたことを確認しました。

記

- 1 被保険者
住所
氏名
被保険者番号
- 2 貸与が必要な福祉用具の種目

【別紙参考様式2】（介護予防福祉用具貸与用）

平成 年 月 日

（事業所名）
開設法人 代表者 様

市（町）長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（回答）

平成 年 月 日付けで確認依頼のありました、下記の者に対する福祉用具貸与の必要性が、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）第二の11の(2)のウに定める手続によって適切に判断されたことを確認しました。

記

- 1 被保険者
住所
氏名
被保険者番号
- 2 貸与が必要な福祉用具の種目

高対第50号
平成19年4月13日

各広域健康福祉センター所長 様

高 齢 対 策 課 長

軽度者に対する福祉用具貸与の見直しに係る実務上の取扱いについて

このことについて、別添のとおり（介護予防）福祉用具貸与事業所の開設法人の代表者及び各市町介護保険主管課長あて通知しましたので、お知らせします。

高齢対策課介護保険班

Tel 028-623-3149

Fax 028-623-3925